



平成 26 年 2 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社ベストブライダル
代 表 者 名 代表取締役社長 塚田正之
(コード番号 2418 東証一部)
問 合 せ 先 取締役人事総務部長 藤谷知治
(TEL 03-5464-0081)
(URL <http://www.bestbridal.co.jp>)

持株会社制への移行に伴う本日付での子会社の設立、及び会社分割（簡易分割・略式分割）、並びに定款の一部変更（商号及び事業目的の変更、株式分割及び単元株制度の採用に伴う単元未満株式についての権利新設）に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 26 年 7 月 1 日をもって持株会社制に移行するため、当社の 100% 子会社である株式会社ベストブライダル分割準備会社（平成 26 年 7 月 1 日付けで「株式会社ベストブライダル」に商号変更予定。）を設立した上で、当社を分割会社とし、株式会社ベストブライダル分割準備会社を承継会社とする会社分割を行うことにより、承継会社に当社の事業を承継させることを決議し、同日、承継会社との間で吸収分割契約を締結いたしましたのでお知らせいたします（以下、株式会社ベストブライダル分割準備会社を「承継会社」といい、また、この会社分割を「本件会社分割」といいます。）。なお、本件会社分割の効力発生日は、平成 26 年 7 月 1 日を予定しております。

また、持株会社制への移行に伴い、商号及び事業目的の変更を内容とする定款の一部変更を決議し、併せて、平成 25 年 7 月 1 日を効力発生日とする当社株式 1 株につき 200 株の割合の株式分割、及び単元株式数を 100 株とする単元株制度を採用したことに伴う、単元未満株式についての権利を新設する定款一部変更についても決議いたしました。

これに伴い、当社は持株会社となり、平成 26 年 7 月 1 日付けで「株式会社ツカダグローバルホールディング」に商号を変更するとともに、その事業目的を持株会社制移行後の事業に合わせて変更した上、引き続き上場を維持する予定です。なお、当社における本件会社分割及び定款の一部変更（商号及び事業目的の変更、株式分割及び単元株制度の採用に伴う単元未満株式についての権利新設）につきましては、平成 26 年 3 月 28 日開催予定の定時株主総会において承認決議がなされることが条件となります。

また、本件会社分割は、当社の 100%子会社との間で行う吸収分割であるため、開示事項・内容を一部省略して開示しております。

記

I. 持株会社制への移行に伴う会社分割

1. 持株会社制への移行の背景・目的

国内婚礼事業につきましては、少子高齢化の影響が徐々に浸透し、マーケット環境は厳しい状況になりつつあるものの、婚礼費用の緩やかな増加等もあり、マーケット規模は概ね底堅く推移しております。ホテル運営事業につきましては、国内景気の回復基調、外国人観光客の増加等により、回復の兆しが鮮明になりつつあります。また、海外チャペル等運営事業につきましては、総じて堅調に推移しております。

このような状況下において、当社グループは、「心に焼きつくプロのおもてなしで人々の集う場をプロデュースする。」を企業理念とし、主たる事業である国内婚礼事業に加え、ホテル運営事業、及び海外事業等、事業領域の拡大を加速させております。

当社は、今後の各事業のより積極的な展開を見据え、責任と権限の所在を明確化させることによる機動的な経営と経営資源の適切な配分を確保することで、企業価値の向上と永続的な事業発展を実現することができると判断して、持株会社制へ移行する方針を決定いたしました。

持株会社制への移行後は、当社グループ全体の経営に関する意思決定につきましては、持株会社が行い、各事業会社における事業の運営に関する意思決定につきましては、各事業会社が行うことにより、意思決定を分離し、経営責任の明確化と迅速な意思決定の実現を図り、グループとしての企業価値の最大化を目指してまいります。

2. 本件会社分割の要旨

(1) 本件会社分割の日程

分割契約承認株主総会開催基準日（当社）	平成 25 年 12 月 31 日（火）
承継会社設立、並びに分割契約承認取締役会（当社及び承継会社）	平成 26 年 2 月 14 日（金）
承継会社設立日	平成 26 年 2 月 14 日（金）
分割契約締結日	平成 26 年 2 月 14 日（金）
分割契約承認株主総会（当社）	平成 26 年 3 月 28 日（金）（予定）
分割予定日（効力発生日）	平成 26 年 7 月 1 日（火）（予定）

（注）承継会社は、会社法第 796 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき株主総会の承認を必要といたしません。

(2) 本件会社分割の方式

当社を分割会社とし、当社の 100%子会社であります株式会社ベストプライダル分割準備会社を承継会社とする吸収分割です。

(3) 本件会社分割に係る割当ての内容

本件会社分割に際し、承継会社は株式の割当てを行いません。

(4) 本件会社分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社は新株予約権付社債を発行しておりますが、その取扱いに変更はございません。なお、当社は、新株予約権につきましては、発行していません。

(5) 本件会社分割により増減する資本金

当社の資本金に変更はありません。

(6) 承継会社が承継する権利義務

承継会社は、当社との間で締結した平成 26 年 2 月 14 日付の吸収分割契約の定めるところに従い、当社の営む事業のうち、国内結婚式場運営事業、海外チャペル等運営事業に関する資産（但し、現金及び預金、売掛金及び未収入金、商品、原材料及び貯蔵品、立替金及び前渡金、前払費用、保証金（建物及び土地に関する敷金及び保証金を除く。）、並びに工具器具備品に限る。）、負債（但し、前受金、賞与に係る未払費用、退職給付引当金、並びに預り保証金に限る。）、並びに契約（但し、土地及び建物に関する賃貸借契約並びに本件会社分割後も分割会社に所属する従業員との間の雇用契約を除く。）における契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務をそれぞれ承継いたします。

なお、承継会社への債務の承継については、当社による併存的債務引受けの方法によるものとします。

(7) 債務履行の見込み

本件会社分割後の承継会社は、資産の額が負債の額を上回ることが見込まれており、また、負担する債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は、現在のところ予想されていないことから、本件会社分割後における承継会社の債務の履行の見込みにつきましては、問題ないものと判断しております。

3. 本件会社分割の当事会社の概要

	分割会社 (平成 25 年 12 月 31 日現在)	承継会社 (平成 26 年 2 月 14 日現在)
(1)名称	株式会社ベストブライダル (平成 26 年 7 月 1 日付けで「株式会社ツカダグローバルホールディング」に商号変更予定)	株式会社ベストブライダル分割準備会社 (平成 26 年 7 月 1 日付けで「株式会社ベストブライダル」に商号変更予定)
(2)所在地	東京都渋谷区東三丁目 11 番 10 号	東京都渋谷区東三丁目 11 番 10 号
(3)代表者の役職・氏名	代表取締役社長 塚田正之	代表取締役社長 塚田正之
(4)事業内容	国内外のホテル、レストラン、結婚式場及びそれに類する施設の企画、立案、運営等のサービス提供	本件会社分割前は事業を行っていません
(5)資本金	472 百万円	100 百万円
(6)設立年月日	平成 7 年 10 月 6 日	平成 26 年 2 月 14 日
(7)発行済株式数	48,960,000 株	2,000 株
(8)決算期	12 月末日	同左
(9)大株主及び持株比率	ファインエクスパンド (有) 39.0% 塚田正之 22.3% ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー 6.4%	当社 100%

4. 本件会社分割の当事会社の最近 3 年間の財政状態及び経営成績

(単位：百万円)

決算期	分割会社 (連結)			承継会社
	平成 23 年 12 月期	平成 24 年 12 月期	平成 25 年 12 月期	平成 25 年 12 月期
売上高	41,741	44,494	47,426	平成 26 年 2 月 14 日設立のため、該当事項はありません。
営業利益	6,395	6,519	6,856	
経常利益	6,222	6,610	7,129	
当期純利益	2,670	3,270	4,236	
1 株当たり当期純利益 (円)	10,909.27	13,358.47	※86.62	
純資産	17,825	20,815	24,668	
総資産	47,382	48,381	53,968	
1 株当たり純資産 (円)	72,817.26	85,029.46	※505.21	

(注) ※平成 25 年 7 月 1 日付で普通株式 1 株につき 200 株の株式分割を行っております。

5. 分割する部門の事業概要

(1) 分割する部門の事業内容

国内結婚式場運営事業、海外チャペル等運営事業

(2) 分割する部門の経営成績 (平成 25 年 12 月期)

売上高 約 393 億円

(3) 分割する資産、負債の項目及び金額 (平成 25 年 9 月 30 日現在)

(単位：百万円)

資 産		負 債	
項 目	帳簿価格	項 目	帳簿価格
流動資産	1,855	流動負債	1,511
固定資産	343	固定負債	687
合計	2,199	合計	2,199

(注) 分割する資産及び負債の金額は、いずれも平成 25 年 9 月 30 日現在の貸借対照表に基づいて算出したものであり、実際に分割する資産及び負債の金額とは異なる可能性があります。

6. 本件会社分割後の状況

	分割会社	承継会社
(1)名称	株式会社ツカダグローバルホールディング (予定)	株式会社ベストブライダル (予定)
(2)所在地	東京都渋谷区東三丁目 11 番 10 号	東京都渋谷区東三丁目 11 番 10 号
(3)代表者の役職・氏名	代表取締役社長 塚田正之	代表取締役社長 塚田正之
(4)事業内容	持株会社、グループ企業の経営管理・監督、ゲストハウス・ホテル・レストランの企画開発・所有	国内外のホテル、レストラン、結婚式場及びそれに類する施設の企画、立案、運営等のサービス提供
(5)資本金	472 百万円	100 百万円
(6)決算期	12 月末日	同左

7. 今後の見通し

本件会社分割が当社の連結業績に与える影響は軽微です。なお、本件会社分割により、当社の収入は、当社グループ各社からの経営指導料・賃借料・配当金等が中心となり、また費用は、持株会社としての運営経費（当社グループ各社が使用する土地・不動産に関して当社が支払う賃借料を含みます。）が中心となる予定です。

なお、当社の当期連結業績予想の詳細につきましては、本日付けの平成 25 年 12 月期決算短信〔日本基準〕（連結）に記載の平成 26 年 12 月期連結業績予想をご参照ください。

II. 定款の変更

1. 定款変更の目的

- (1) 持株会社制への移行に際して、当社の商号を「株式会社ツカダグローバルホールディング」に変更し、事業目的を持株会社としての経営管理等に変更するものです。
- (2) 平成 25 年 7 月 1 日（月）を効力発生日とする当社株式 1 株につき 200 株の割合の株式分割、及び単元株式数を 100 株とする単元株制度を採用したことに伴い、会社法第 184 条第 2 項及び第 191 条の規定に基づく取締役会決議により、平成 25 年 7 月 1 日（月）をもって、当社定款を一部変更いたしました。当該変更を受けて議決権を有しない単元未満株式についての権利を新設するものであります。

2. 定款変更の内容

（下線部は変更箇所を示しております。）

改訂前	改訂後
<p>(商号) 第 1 条 当社は、株式会社ベストブライダルと称し、英文では <u>EST BRIDAL Inc.</u> と表示する。</p> <p>(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を<u>営む</u>ことを目的とする。</p> <p>1. ～24. (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>25.</u> 前各号に付帯関連する一切の業務</p>	<p>(商号) 第 1 条 当社は、株式会社ツカダグローバルホールディングと称し、英文では、<u>TSUKADA GLOBAL HOLDINGS Inc.</u> と表示する。</p> <p>(目的) 第 2 条 当社は、次の事業及びこの関連事業を<u>営むこと並びに次の事業及びその関連事業を営む会社（外国会社を含む）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他の事業体の株式又は持分を保有することにより当該事業体の事業活動を支配及び管理することを目的とする。</u></p> <p>1. ～24. (現行どおり)</p> <p><u>25. 企業の決算、会計及び財務等に関する業務の代行及び指導</u></p> <p><u>26. 総務、人事、及び労務管理事務に関する業務の代行及び指導</u></p> <p><u>27.</u> (現行どおり)</p>

改訂前	改訂後
<p>(新設)</p> <p>第3条から第6条まで (条文省略)</p>	<p><u>(3) 前2項に定めるもののほか、当社は第1項に定める会社等の事業に関する金銭の貸付業務、資金調達業務、資金運用業務及びこれらの代行業務を営むことを目的とする。</u></p> <p>第3条から第6条まで (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p> <p>第7条から第45条まで (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>(単元未満株式についての権利)</u></p> <p><u>第7条</u> 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p><u>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> <u>(2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利</u> <u>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>第8条から第47条まで (現行どおり)</p> <p><u>附則</u> <u>第1条</u> 第1条及び第2条の変更は、平成26年7月1日をもって効力が生じるものとする。なお、本附則は、当該効力発生日をもってこれを削除する。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成26年3月28日 (金) (予定)
定款変更の効力発生日	第1条及び第2条 平成26年7月1日 (火) (予定)
上記以外	平成26年3月28日 (金) (予定)

以 上